

2017年度 品質工学会 議事録(案)

会議名		理事会 (第9回)		作成		作成		確認		承認			
日時	2017/12/13(水) 17:00~18:10			12/26 大村		12/28 救仁郷		1/6 総務部会長 浜田		1/8 代表理事会長 谷本			
場所	品質工学会 事務所 (千代田区神保町 2-8)												
				9/22	12/13	※2/20	※3/1	6/8	9/14	12/13	3/8		
出席者 (敬称略)	理事	学会長		谷本 勲	○	○	□	□	○	○	○		
		副学会長		吉澤 正孝	○	○	□	□	○	○	○	○	
				小池 昌義	○	○	□	□	○	○	○	○	
		総務部会		部会長	浜田 和孝	○	欠	□	□	○	○	欠	
				副部会長	千葉 亨	○	○	□	□	○	○	○	○
				副部会長	救仁郷 誠	○	○	□	□	○	○	○	○
				担当	藤本 眞男	○	○	□	□	○	○	○	○
		事業部会		部会長	近岡 淳	○	欠	□	□	○	○	○	○
				副部会長	安藤 欣隆	欠	○	□	□	○	○	○	○
				担当	近藤 芳昭	○	○	□	□	○	○	○	欠
		出版部会		部会長	矢野 耕也	欠	○	□	□	○	欠	欠	欠
				副部会長	坂本 雅基	○	欠	□	□	欠	欠	欠	欠
				副部会長	栃洞 孝吉	欠	○	□	□	欠	○	欠	欠
		審査部会		副部会長	田村 希志臣	欠	○	□	□	欠	○	○	○
		広報部会		部会長	山本 桂一郎	欠	欠	□	□	欠	欠	欠	欠
				副部会長	吉野 莊平	○	欠	□	□	欠	欠	欠	欠
		企業委員会		副委員長	吉原 均	○	○	□	□	○	○	○	○
		地方委員会		委員長	上杉 一夫	○	○	□	□	○	○	○	○
				幹事	高辻 英之	○	○	□	□	○	○	欠	欠
				担当	中井 功	欠	欠	□	□	欠	欠	欠	欠
		学校委員会		委員長	久米原 宏之	○	○	□	□	○	欠	欠	欠
				幹事	水谷 淳之介	欠	欠	□	□	欠	欠	欠	欠
				担当	上原 一剛	欠	欠	□	□	欠	欠	欠	欠
		技術委員会		委員長	天谷 浩一	欠	欠	□	□	欠	欠	欠	欠
				幹事	喜多 和彦	○	欠	□	□	欠	欠	欠	欠
				担当	沢田 龍作	○	○	□	□	欠	○	欠	欠
		大会実行委員会		幹事	高松 喜久雄	○	○	□	□	○	○	○	○
				副委員長	衛藤 洋仁	○	○	□	□	欠	欠	○	○
		企画委員会		幹事	大村 欽也	○	○	□	□	○	○	○	○
監事		監事		大谷 渡	○	欠	□	□	欠	—	—	—	
				齋藤 圭介	欠	○	□	□	○	○	○	○	
				小野 元久	—	—	—	—	—	○	○	○	
出欠		理事出席者数 (定数 29)		20	19	29	29	17	20	14			
		監事出席者数 (定数 2)		1	1	2	2	1	2	2			
備考		<p>記号 ○: 出席 △: 出席(遅刻/早退) 欠: 欠席 □: メールにて意思表示または確認</p> <p>定款 第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>定款 第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。</p> <p>2. 出席した会長および監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。</p>											

	議 事	決定事項/指示
	<p>本理事会は、定数 29 名中出席理事 14 名と、過半数に至らず、定款第 35 条に規定された理事会決議の要件を満たしていないが、本理事会の 2 つの議題共に、急ぎの案件であることから、後日、第 35 条第 2 項による決議をいただくことを前提に、開会した。</p>	
	<p>【確認】前回 第 8 回(9/14)議事録 …………… 総務部会 (救仁郷理事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 前回の議事録を元に、議案 1「会長講話『伊達政宗は宮城県に何を残したか ～沃土ノ民八材ヒズ～』からのメッセージについて、および議案 2「代議員選挙準備の開始提案」、議案 3「代議員選挙規程改定および定款運用細則改定提案」決議の結果を確認。 	<p>★前回議事録の内容について修正等のないことを確認。</p>
<p>議案 1</p>	<p>【決議】代議員選挙実施提案 …………… 総務部会 (救仁郷理事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ (概要) 選挙管理委員会で確認を得た「選挙スケジュールと主な実施項目、および選挙実施の会告案」の内容を説明し、選挙運営をスタートすることを提案した。2月候補者募集、3月候補者公表、3月の理事会に報告。4月投票、結果は6月理事会に報告。当選した代議員が6月総会へ出席。 <p>質疑</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 選挙区ごとの定数は？ → 代議員選挙規程に則り、12月末時点での正会員と名誉会員に基づいて決定する。本日の配布資料は12月1日現在の算定値で、概ねこのようになる見込み。 ➤ 立候補、推薦や投票などの届け出様式は？ → 現在作成中、順次公開する。 ➤ 投票方式は？ → 電子方式にしたいが(1400人分の切手代を無くしたいが)、今回は郵送方式をとる見込み。 ➤ リスクとして心配していることは？(吉澤) → 候補者が揃わないのでは？ということ。当選者が定数の半分に満たない場合は、補選が必要になり(代議員選挙規程第17条)、皆さんの手間が増大する。そのための推薦委員会(代議員選挙規程)の立ち上げを各研究会とはネグしているが。 ➤ 推薦するためには個人情報が必要だが？ → 推薦委員会が発足したら、推薦に必要な情報に限って、選挙管理委員会から開示する。 ➤ 自分がどの選挙区になっているのか、投票用紙を見ないと分からないとのことか？(小池) → 事前に案内する。会員の選挙区は、会費請求先の都道府県が属する選挙区。 ➤ 資料の代議員の任期の表記では、総会が指定日以降となったら空白期間が発生する。総会までと明記すべき → 明記する。定款上、次の代議員が決まるまで自動延長と規定されているが、誤解を避けるため総会までと表記する。 ➤ 立候補者が定員に満たない場合は、無選挙か？ → 現行規程では投票実施(代議員選挙規程第14～16条)、選管委の検討課題とする。 ➤ 推薦人は何人？ → 現行規程では5名(代議員選挙規程第12条)。選挙権を有する会員であれば、誰でも推薦人になれる。推薦された本人が承諾の上、所定の届出をすれば、候補者名簿に記載される。 	

	<p>審議結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 賛成 14、反対 0。 <p>しかしながら、必要な出席数(定款第 35 条)を満たしていないため、決議不可。</p>	<p>※ 決議の要件を満たしていないものの、出席理事の意向を確認した。</p>
<p>議案 2</p>	<p>【決議】次期役員選任方法の提案 …………… 総務部会（救仁郷理事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ (概要) 法人となって初めての役員改選に向け、他の法人のやり方を参考に、透明性を考慮した、選任方法の提案。具体的には <ul style="list-style-type: none"> ◇ 定款で規定された「総会承認」を得るための「役員候補者の選定プロセス」 ◇ その選定プロセスに必要な「役員候補推薦委員会」の発足 <p>質疑</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 役員推薦委員会は、いつ決めるのか？ 1 2月？ (吉澤) → 年内から1月早々には。決定者は会長が決める。という仕組みの提案です。 ➤ 従来との違いは？ → 役員(理事と監事)の選任方法は、今までは、正会員の信任投票と総会承認だった。今回からは定款に則り、役員推薦委員会が選定した候補者に対して、総会(代議員)が選任を議決する方式。 ➤ 自薦、他薦 意見が2月にするがフィードバックが間にあうのか？ (田村) → 2月末最終案、3月と6月の理事会、6月総会と、機会はある。 ➤ 会長はいつ決まるか？ → 代表理事は総会承認後の理事会での決議事項(定款)。実質的には、その前に決まっていると思うが。 ➤ 3月の理事会は指名委員会のようなもの。出席率は高める必要がある。(近岡) ➤ 絞り込みは透明性があるのか？ (田村) → 従来に比べて透明性は高い。 ➤ どの様に人事が決まっていくか明瞭化すべき(吉澤、近岡) → 本提案は、従来、役員ですら知る事のなかった選定過程を明瞭化するための、選定プロセスの提案である。 ➤ 再選を規制しないなら、ずっと理事になることになる。(小野) → 現行の定款では、再選を妨げておりません。弊害のある場合は、都度、チェックし改善するのが理事会や総会の機能かと。 ➤ 企業人が多いので、若手に渡すなどのやり方は？(近岡) → 候補者の選定プロセスはオープンにします。自薦他薦は推薦委へインプットください。 ➤ 理事会の理事は東京近くの人を対象になるのか？ → 交通費や出席率を考えると、現実的にはそうなる傾向大と思う。 ➤ 候補者名簿に載せてよいのか、本人の承認はいつもらうのか？ 例えば、「やりたくない」とか、どこまでやるのか？ (近藤)。何らかの理由で降りたいときには？ (上杉) → 本人確認なしに、候補にされたり、理事になったりすることはない。 ➤ 正会員が代議員を通じて意見を言えるなら、いつ公表するのか？ → 本提案のプロセスは1次案のときから、オープンにし、意見が入る仕組みです。 ➤ 3月の理事会の前に外に出せるのか？ 一次案と最終案で変わったらどうするのか？ 最終案で出すべきでは？ 一次案の内容を一部の人が知っているなら、どんな意見が出せるのか？ 会告で意見が出せる情報が出るのか？ (小池) → そういう提案です。答申でなく「候補の候補をリストアップ中」の段階(理事会確認前)なので、支障ないと考えての案。 ➤ 役員会で決めて、総会で決めていたら、ブラックボックスではない。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ (選定プロセスのお知らせは)2月の会告では遅い。→ 前倒しする。今回の理事会は定足数不足で議決できないので、メール審議で決議をいただいた後、会員向けに、メールやHP等で出来るだけ早く会告もしくはお知らせを発行する。2月の学会誌にも掲載することとする。 ➤ 一般の法人の例からしても「選出の仕組みの提案」と「候補者名簿の公開」とを、1回ずつやれば充分と思う。理事会が機能していれば、なにかあっても十分にチェックできるはず。従来がどうだったか知らないが、改善しようという意識が強すぎて、却って煩雑な提案のように思える。 ➤ (提案者) 以上のご指摘事項を考慮して、近々、メール審議等で再提案する。 <p>審議結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 賛成 14、反対 0。 しかしながら、必要な出席数(定款第 35 条)を満たしていないため、決議不可。 	<p>※ 決議の要件を満たしていないものの、出席理事の意向を確認した。</p>
	備考： 次回・・・下記、会合予定表参照	
	<p>次回の予定</p> <p>日時: 2018年3月8日(木)</p> <p>15:00~17:00 部会長会議 (第141回)</p> <p>17:00~18:00 理事会 (第10回)</p> <p>場所: 品質工学会事務所(神保町)</p>	

※

以上を、(一社)品質工学会の第9回理事会の議事録として認める。

代表理事・会長

印

監事

印

監事

印